

第 7 章 地方公務員制度

第7章 地方公務員制度

第1節 地方公務員の概念と種類

1 地方公務員の概念

地方自治法第125条第1項は、「地方自治団体は、その事務を分掌するために必要な行政機構及び地方公務員を置く」と規定している。地方公務員の任用、試験、身分保障、懲戒及び報酬については地方公務員法、教育訓練については地方公務員教育訓練法により定められている（同条第4項）。韓国の場合、警察官（自治警察職を除く）、消防官と学校教員は国家公務員である。また、地方自治団体において勤務する公務員の大半は地方公務員であるが、法律で規定する場合には国家公務員を置くことができるとされており（地方自治法第125条第5項）、地方自治団体のいくつかの職は国家公務員とされている。

〈図表7-1〉地方自治団体公務員の定員推移

年	地方公務員	備考
2014	295,587	
2015	302,313	
2016	307,566	
2017	317,096	
2018	330,884	
2019	346,236	
2020	299,273	消防官（60,315）を含めた数は359,588
2021	308,392	消防官（64,054）を含めた数は372,446
2022	314,444	消防官（65,935）を含めた数は380,379
2023	316,686	消防官（66,059）を含めた数は382,745
2024	317,147	消防官（66,048）を含めた数は383,195

参考：e-国家指標 地方公務員の定員（※2020年4月以降、消防官は国家公務員に統一されたため、本表2020年以降の地方公務員数については、消防官の数を含まない。）

2 地方公務員の種類

地方公務員の区分は次のとおりである（地方公務員法第2条）

（1）経歴職公務員

実績及び資格に基づき任用され、その身分が保障され、生涯、公務員として勤務することが想定される公務員。

ア 一般職公務員

行政一般又は技術・研究に関する業務を担当する公務員であり、下記のとおり分類されている。（地方公務員法第2条2項）

職群（職務の大分類）（例：行政職群や技術職群等）

└ 職列（職群の中分類）（例：一般行政職列や土木職列等）

└ 職類（職列の細分類）（例：土木職列の道路設計職類や水資源管理職類等）

現在、3職群、49職列、105職類がある。（地方公務員任用令第3条別表1）

イ 特定職公務員

公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員、教育監所属の教育専門職員及び自治警察公務員並びにその他特殊分野の業務を担当する公務員としてその他法律で特定職公務員と指定された公務員。（地方公務員法第2条2項）

なお、自治警察公務員とは、地方自治団体が地域住民に密着した治安・生活安全サービスを提供するため、国家警察から業務の一部を分離し地方に委ねる制度として、自治警察法（2021年1月施行）に基づき指定された地方公務員である。

(2) 特殊経歴職公務員（地方公務員法第2条2項）

ア 政務職公務員

(ア) 選挙により就任する公務員、任命時に議会の同意を要する公務員。

(例) 首長、政務副知事、政務副市長

(イ) 高度な政策決定業務の担当又はそのような業務を補助する公務員として法令又は条例により政務職として指定する公務員。

イ 別定職公務員

秘書官、秘書など法令で別定職として指定する公務員。

〈図表7-2〉職種別人数（現員）

（2024年12月31日現在）

職種	全体	一般職			特定職		特殊経歴職	
		一般行政職	研究職	指導職	教育職	自治警察職	政務職	別定職
合計	315,205	304,215	4,555	4,502	813	171	279	670
構成比 (%)	100	96.5	1.45	1.43	0.26	0.06	0.09	0.21

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人数統計」（2024年12月31日時点）

第2節 地方公務員の現況

1 地方自治団体に勤務する公務員数

2024年12月31日現在、韓国の地方自治団体に勤務する職員は315,205名（うち女性161,710名）であり、そのうち、地方公務員が315,151名（うち女性161,702名）、国家公務員が54名（うち女性8名）である。

2 地方公務員の職位分類制

韓国の公務員制度においては、職位分類制が採られており、地方自治団体の長は、全ての対象職位を職務の種類・困難度及び責任度に応じて階級及び職級別に分類しなければならないが、随時、その職級を再審査し、必要と認める場合は改正しなければならないこととされている。

なお、同一の職級に属する職位に関しては同一の資格要件を必要とし、同一又は類似の報酬が支給されるよう分類されている。（地方公務員法 22 条、地方公務員法 23 条）

また、一般職の職級は1級から9級までで日本と韓国の公務員の職級の数え方は逆となっており、日本では、階級の数字が大きくなるほど上位の職位となることに対して、韓国では9級から始まり、数字が小さくなるほど上位の職位となる。

図表6-3に示すとおり、6級及び7級職員が全体の過半数を占めており、韓国の地方公務員組織が中間層を中心に構成されていることが分かる。

〈図表7-3〉一般職地方公務員の職級別人数（現員）（2024年12月31日現在）

職級	人数	構成比
1級	8	0.00%
2級	89	0.03%
3級	480	0.16%
4級	3,408	1.16%
5級	20,114	6.85%
6級	84,110	28.65%
7級	83,721	28.52%
8級	61,965	21.11%
9級	39,667	13.52%
合計	293,562	100%

参考：行政安全部「地方自治団体公務員人事統計」（2024.12.31 現在）

※本表は任期制職員等を除いて集計されているため、図表6-2の一般職公務員の人数と合計が異なる。

3 定員管理と定員の推移

大統領令（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定）で定める基準に従

い地方自治団体の条例で定めるところにより、当該地方自治団体は地方公務員の定員管理を行いその規模の適正化と運用の合理化を図らねばならないこととされている。

(1) 沿革

1988年以前の韓国における定員管理制度は、内務部（現行政安全部）長官の個別承認制で定員数は各地方自治団体の条例で定められていたが、1988年に内務部令に基づく総定員管理制に変更された。1995年には大統領令で定められることになり各地方自治団体における定員数は規則から条例で定めることに変更された。

1997年には既存の総定員管理制を基本に、地方の自立性を認める標準定員制に改正された。これは、当該地方自治団体の最近6年間の人口、面積、傘下機関数（行政区、邑・面・洞）、一般会計総決算額等の数値により算定される地方自治団体別の標準定員の範囲内で運用するというものである。なお、地方自治団体の種類別に補正率を乗じ、定員策定の自律性の幅を拡大していた。しかし、補正後の定員を超過する場合には、あらかじめ行政自治部（現行政安全部）長官の承認を受けなければならない、地方自治団体別に標準定員を基準として地方交付税を算定していることから、標準定員を超過する場合には、地方交付税人件費支援に関して不利益を受けるというインセンティブが講じられている。

このような中で、韓国では、1998年の通貨危機（IMF危機）を契機として地方公務員数の大幅削減及び定員管理制度の見直しが進められ、早期名誉退職制度の活用や欠員補充等により約12%減という大幅減員を実施した。標準定員制は実施が停止され、「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」（大統領令第15875号、1998年8月31日改定）附則第6条において、新標準定員算定方法が定められるまでは適用されず、それまでの間、行政自治部長官が地方自治団体別に定める定員によることとなった。

(2) 現行制度（総額人件費制）

2005年に総額人件費制試験運用のため「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、2007年には地方自治団体の組織管理は標準定員制から総額人件費制に移行することとなった。

ア 総額人件費制の概念

総額人件費の範囲内において、組織・定員、報酬及び予算を各機関の特性に合わせて自律的に運営できる一方、その結果については、自ら責任を負う制度である。このため、地方自治体の人事運営に一定の自律性を付与しつつも、財政規律の確保を重視する点に特徴がある。

イ 総額人件費制の目的

各機関は、成果向上のため総額人件費内での組織・報酬制度を効果的インセンティブとして活用、成果中心の行政組織運営が可能。

ウ 制度運営方針

(ア) 機関運営の自律性向上

機構・定員調整、手当の新設・統合・廃止、節減予算等の自律的活用を促進。

(イ) 成果と報酬の連携強化

手当等の調整及び予算節減で成果インセンティブが拡大。

(ウ) 自立と責任の調和

機関運営結果を組織の事業評価及び次年度の総額人件費編成等に反映し、自律と責任を対応させる。

2014年「地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定」が改正され、地方自治団体が行政条件の変化に弾力的に対応するための、さらに自律的な組織管理が可能な基準人件費制（行政安全部が基準人件費のみ提示し、定員の管理は行わない）が導入された（地方自治団体の行政機構と定員基準等に関する規定第4条）。

第3節 地方人事機関

1 任用権者

地方自治団体の長（特別市・広域市・特別自治市・道又は特別自治道の教育監を含む。）は、任用権者として、所属の地方公務員の任命・休職・免職及び懲戒を行う権限を有する。任用権者は、その権限の一部をその地方自治団体の条例の定めるところにより補助機関、その所属機関の長又は地方議会事務処長（又は事務局長あるいは事務課長）に委任することができる（地方公務員法第6条）。

なお、当該地方自治団体に所属する5級以上の国家公務員及び高位公務員団に属する公務員については、地方自治団体の長の推薦により所属長官を経て大統領が任命し、6級以下の国家公務員については地方自治団体の長の推薦により所属長官が任命する。（地方自治法第125条第6項）

2 人事委員会

(1) 委員会の構成（地方公務員法第7条）

人事委員会は、地方自治団体の長の任用権を牽制するため地方自治団体に任用権者別に設置され、委員の他に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は、以下のいずれかに該当する者とする。

ア 市・道の国家公務員として任命される副市長・副知事・副教育長

イ 市・道議会の事務局長

ウ 市・郡・区の副市長・副郡守・副区長

エ 市・郡・区議会の事務局長又は事務課長

なお、副委員長は、当該人事委員会の委員の互選で決定する。

また、委員は16～20名で構成され、地方議会事務局や教育委員会事務局など地方自治体の長から任用権を委任された機関、大統領令の定めにより人口10万未満の地方自治団体では7～9名の委員で構成することも可能。

このうち、下記ア～オのいずれかの資格を有する委嘱委員（以下「外部委嘱委員」という）が過半数以上でなければならない。

委員は、当該地方自治団体の公務員及び次の各号に該当する人事行政に関して学識と経験が豊富な者の中から地方自治団体の長が任命又は委嘱する。委員の資格要件に関して必要な事項は大統領令で定められる。

ア 裁判官、検事又は弁護士の資格を有する者

イ 大学で助教授以上の職にある者又は小・中・高等学校の校長又は教頭の職にある者

ウ 20年以上勤続して退職した公務員（国家公務員を含む）

エ 「非営利民間団体支援法」による非営利民間団体で10年以上活動している地域単位組織の長

オ 上場法人の役員又は「公共機関の運営に関する法律」第5条により指定された公企業の地域単位組織の長として勤めている者

なお、被成年後見人など欠格事由を有する者や、政党法による政党の党员、地方議会議員は人事委員会委員になることはできない。

また、委嘱された委員の任期は3年であり、1回に限り再任が可能。

(2) 委員会の機能（地方公務員法第8条）

地方自治団体から独立した議決・執行機関である人事委員会の機能は、①公務員補充計画の事前審議及び各種任用試験の実施、②任用権者の要求による補職管理基準及び昇進、転補任用基準の事前議決、③昇進任用の事前審議、④任用権者の要求による公務員の懲戒議決、地方公務員法第69条の2による懲戒付加金賦課議決、⑤地方自治団体の長が地方議会に提出する公務員の人事と関連した条例案及び規則案の事前審議、⑥任用権者の人事運営に対する改善勧告、⑦その他法令又は条例の規定によりその管掌に属する事項

(3) 人事委員会の会議（地方公務員法第10条）

人事委員会の会議は、委員長が必要と判断した時に招集し、委員長がその議長となる。

会議は、委員長及び（1）で規定された16～20名の委員の中から委員長が会議ごとに指定（任用権の委任を受けた機関に置く人事委員会の場合には、その機関の長が指定）する8名の委員で構成され、委員のうち、外部委嘱委員が全体の2分の1以上でなければならない（7～9名の委員で構成された人事委員会の会議は委員全体で構成する）。

定足数は在籍委員の3分の2以上で、出席委員の過半数の賛成で議決する。

(4) 人事委員会の事務職員（地方公務員法第11条）

当該地方自治団体の機関の長が、人事委員会の事務職員として所属公務員の中から幹事及び書記を任命し配置する。

3 訴請審査委員会

(1) 概要（地方公務員法第13条）

公務員の懲戒その他意思に反する不利な処分や不作為に対する請願に関して審査・決定を行うため、市・道の任用権者ごとに地方訴請審査委員会及び教育訴請審査委員会を設置する。

(2) 構成（地方公務員法第14条、地方公務員法第15条）

委員会は、16～20名の委員で構成され、このうち、外部委嘱委員は過半数以上でなければならない。委員長は、訴請審査委員会において委嘱委員の中から互選で選ばれる。

委員は、市・道知事又は教育監が、次の中から任命又は委嘱する。

- ア 裁判官、検事又は弁護士として勤務している者
- イ 大学で法律学を担当する准教授以上の職にある者
- ウ 市・道知事又は教育監所属の局長級以上の公務員
- エ 市・道議会議員所属の課長級以上の公務員

なお、人事委員会委員、政党法による政党の党员、地方議会議員は訴請審査委員会委員になることはできない。

委員の任期は3年で1回に限り再任が可能。

〈図表7-4〉人事委員会・訴請審査委員会 比較表

区分	人事委員会	訴請審査委員会
設置目的	任用権者（地方自治団体の長）の人事権行使を牽制し、人事行政の公正性・中立性を確保するため	公務員に対する懲戒その他の不利益処分や不作為に対する不服申立て（訴請）を審査・裁決するため
法的根拠	地方公務員法第7条～第11条	地方公務員法第13条～第15条
設置単位	任用権者ごとに地方自治団体に設置	市・道の任用権者ごとに設置（教育訴請審査委員会を含む）
性格	地方自治団体から独立した議決・執行機関	不服申立てに対する準司法的審査機関
委員数	原則 16～20名 ※人口10万未満の自治団体：7～9名可	16～20名
外部委嘱委員	過半数以上 必須	過半数以上 必須
委員長	法令に定められた地位の者（副市長等）※副委員長は委員の互選	委嘱委員の中から互選
委員資格	法曹、有識者、退職公務員、非営利団体代表、公企業役員等	法曹、有識者、一定級以上の公務員
欠格事由	政党党员、地方議会議員、欠格事由該当者など	人事委員会委員、政党党员、地方議会議員など
任期	3年（1回に限り再任可）	3年（1回に限り再任可）
主な機能	任用試験の実施・昇進・転補基準の議決・懲戒議決・条例・規則案の事前審議・人事運営に関する改善勧告	懲戒その他不利益処分に対する訴請の審査・裁決
会議構成	委員長＋指定された委員8名（外部委嘱委員2分の1以上）	委員会全体で審査（法定構成）
議決要件	定足数：委員の3分の2以上 議決：出席委員の過半数	法令による議決
司法救済との関係	直接の訴訟前置ではない	原則として行政訴訟の前置手続

第4節 任用・試験制度と運用

1 任用

(1) 一般原則

公務員の任用は、試験成績、勤務成績、経歴評定その他能力の実証により行うこととされている。ただし、地方自治団体の長は大統領令で定めるところにより、障害者、理工系専攻者、低所得層等については、任用・昇進・転補など人事管理上の優遇措置と実質的な男女平等の実現を目的とする積極的な政策を実施することができる。(地方公務員法第25条)

(2) 外国人と複数国籍者の任用(地方公務員法第25条の2)

外国人の任用については、従来は、契約職の公務員としてのみ事実上採用されていたが、2002年12月の地方公務員法改正により、地方自治団体の長は、公権力の行使又は政策決定その他国家保安及び機密に係る分野を除いては、外国人を公務員として任用することができることとなった。

また、複数国籍者については、下記ア～ウの大統領令で定められているいずれかの分野への任用については、地方自治団体の長はその任用について制限ができることとされている。

ア 国家の存続と憲法上の基本秩序を維持するための国家安全保障分野

イ 内容が漏えいした場合国家又は地方自治団体の利益を害する保安・機密分野

ウ 外交、国家間利害関係と関連する政策決定及び執行等複数国籍者の任用が不適切な分野

(3) 補職の原則(地方公務員法第26条)

任用権者は公務員の欠員を新規任用、昇進任用、降任、転職及び転補などの方法により補充する。

(4) 新規任用

公務員の新規任用は、公開競争試験により行われることとされている。ただし、組織管理上又は行政運営の効率性を高めるために一定の場合に特別任用(退職者の再任用、研究者・技術者等専門家の任用、国家公務員の任用、特殊勤務予定者、一定地域居住者任用等13種類)が認められている。(地方公務員法第27条)

なお、新規任用に当たっては、5級公務員の場合1年間、6級以下の公務員の場合、6ヶ月間を試用期間としている。(同条第28条)

(5) 欠格事由

次の各号のいずれかに該当する者は、公務員となることができない。(地方公務員法第31条)

ア 成年後見人の審判を受けている者

イ 破産宣告を受けて復権していない者

ウ 禁錮以上の実刑判決を受け、その執行が終了又は免除された日から5年を経過していない者

エ 禁錮以上の刑の執行猶予の判決を受け、その執行猶予期間が満了した日から2

年を経過していない者

オ 禁錮以上の刑の宣告猶予を受け、その猶予期間中にある者

カ 裁判所の判決又は他の法律により資格を喪失又は停止されている者

キ 懲戒により免職処分を受け、その日から 5 年を経過していない者

ク 懲戒により解職処分を受け、その日から 3 年を経過していない者

(6) 人事交流

ア 国と地方の交流（地方公務員法第 30 条の 2 第 1 項）

教育部長官又は行政安全部長官は、人員の均衡ある配置と地方自治団体の発展のため、教育部又は行政安全部と地方自治団体相互間の人事交流の必要があると認める場合は、教育部又は行政安全部に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、当該地方自治団体の長に人事交流を勧告することができ、地方自治団体の長は、正当な理由がなければ人事交流を行わなければならないこととされている。

イ 広域自治団体と基礎自治団体間の交流（地方公務員法第 30 条の 2 第 2 項）

市・道知事は、当該地方自治団体及び管轄区域内の地方自治団体との相互間の人事交流の必要があると認める場合には、当該市・道に設置する人事交流協議会が定める人事交流基準に従い人事交流案を作成し、管轄区域内の地方自治団体の長に人事交流を勧告することができ、当該地方自治団体の長は、正当な理由がなければ人事交流を行わなければならないこととされている。

なお、人事交流を行う場合は、受入れ先の地方自治団体の長又は地方議会の長は、受入れ元の地方自治団体の長又は地方議会の議長の同意を得なければならない。（地方公務員法第 29 条の 3）

2 試験実施

(1) 受験資格

韓国では 1973 年以後、学歴制限を撤廃し公開競争試験の門戸を開放している。2009 年、一般職については最低年齢制限のみを設け、上限の年齢制限を撤廃した（特定職（警察・消防等）については上限の年齢制限あり）。各受験の受験資格は大統領令で定めることとしている。（地方公務員法第 34 条）

(2) 試験実施機関

5 級以上の公務員の経歴競争任用試験公開競争昇進試験・一般昇進試験及び職種転換試験（研究職から一般事務職に変更する等の職域変更の際に必要な試験）は、任用権者の要求により、教育部長官又は行政安全部長官が実施する。

ただし、5 級公務員の一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験等は任用権者の要求により、市・道人事委員会が実施することができる。（地方公務員任用令第 42 条の 2）

6 級、7 級及び特殊業務分野に従事する公務員の新規任用試験は市・道単位で当該市・道人事委員会が実施する。（地方公務員法第 32 条）

なお、農村振興事業に従事する研究・指導職公務員に関する新規任用試験については、教育部長官又は行政安全部長官が実施することとしているが、一般昇進試験及び資格証所持者の経歴競争任用試験などは、任命権者の要請により、当該市・道の人事委員会が実施する。(地方公務員法第 32 条、地方研究職及び指導職公務員の任用等に関する規則第 21 条)

8 級及び 9 級公務員の新規任用試験、6～8 級公務員の昇進試験、6～9 級の公務員の転換試験は当該地方自治団体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長は優秀な人材の確保又は試験管理上必要と認める場合には、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる。(地方公務員法第 32 条)

3 新規任用・昇進の方法

(1) 新規任用

地方自治団体の長及び地方議会の議長は、新規任用試験で定められた一定の基準を満たした候補者を新規任用候補者名簿（以下「候補者名簿」という）に登録しなければならない。新規任用については、候補者名簿より任用定員の 3 倍の数の成績上位者内から任命（例：任用定員が 10 名の場合、成績上位者 30 名より任用）しなければならない。候補者名簿は最大 2 年間登載する必要がある。(地方公務員法第 36 条)。

また、5 級公務員の新規任用試験が実施された場合にも大統領令で定めるところにより市・道知事、市・道議会議長及び教育監は、候補者名簿を作成し、最大 2 年間登載しなければならない。

なお、試験実施機関の長は、必要であれば 1 年の範囲内で新規任用候補者名簿の有効期間を延長することができる。(地方公務員法第 36 条)

任命権が委任された補助機関、所属機関の長、地方議会の事務局長、事務局次長、事務課長又は試験の実施を委託された市長、郡守、区庁長又は地方議会の議長が公務員を新規任用する場合、新規採用候補者名簿を作成した地方自治団体の長又は地方議会の議長に採用候補者の推薦を求めなければならない。(地方公務員法第 37 条)

(2) 昇進試験の方法

階級間の昇進任用は、勤務成績評定、経歴評定、その他の能力の実証に基づいて行う。ただし、1 級から 3 級までの公務員への昇進任用は能力と経歴等を考慮して任用する。具体的には、1 級公務員への昇進は直近の下級公務員の中から任用し、2 級及び 3 級公務員への昇進については、同一職群内の直近の下級公務員の中からそれぞれ任用する。(地方公務員法第 38 条、地方公務員法第 39 条)

また、5 級公務員の昇進に限り、地方自治団体間の昇進機会の均衡維持及び有能な公務員の抜擢を目的とした公開競争昇進試験を実施し、試験成績によって合格者を決定する。ただし、必要があると認める場合には、大統領令で定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。(地方公務員法第 38 条第 1 項)

なお、6 級以下の公務員への昇進任用の場合、必要があると認める場合には、大

統領令で定めるところにより昇進試験を併用することができ、昇進に必要な階級別の最低勤務年数、昇進の制限、昇進任用順位及びその他昇進に必要な事項は大統領令で定める。(地方公務員法第 38 条第 2 項及び第 3 項)

昇進任用については、人事委員会の委員長の事前審査を経ることとされている。なお、地方議会の事務次長・事務局長・事務課長又は市・郡・区の・副市長・副郡守・副区庁長への昇進任用の事前審査については、人事委員会の外部委嘱委員の中から互選された者が委員長に代わって審査を行う。(地方公務員法第 39 条第 4 項)

市・道の単位別で科学技術系列 5 級以下公務員及び研究又は特殊技術系列の公務員のうち、5 級以下に相当する公務員については、昇進候補者名簿の高順位者順に年間退職率や増員予想人数を考慮して算出した総欠員の 2 倍から 5 倍の数の人員の範囲内で書類選考、筆記、面接、実技等の一般昇進試験を実施し、試験成績点数及び昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績により新規任用者を決定し、任用方法については、新規任用と同様に任用定員の 3 倍の数の成績上位者内から任命する(例：任用定員が 10 名の場合、成績上位者 30 名より任用)。(地方公務員法第 39 条第 2 項、地方公務員法第 39 条の 2 第 2 項)

なお、昇進候補者名簿については、優秀な人材の確保と昇進機会の均衡維持のために、市・道知事又は市・道議会の議長は、市長・郡守・区庁長等の任用権者と協議し、該当市・道及び市・郡・区所属の科学技術職 6 級以下公務員及び研究又は特殊技術職列の公務員のうち、6 級以下の公務員に相当する者について、市長・郡守・区庁長が作成した昇進候補者名簿を基に大統領令で定めるところにより市・道又は市・郡・区単位で昇進候補者名簿を統合して作成することができる。(地方公務員法第 39 条第 5 項)。

また、次の各号に該当する優秀公務員等に対しては、特別昇進任用を行うことができ、特別昇進任用の要件及びその他必要な事項は大統領令で定める。(地方公務員法第 39 条の 3)

- ア 清廉で献身的な奉仕精神をもって職務に全力を尽くし、公務執行の公正を維持し、清廉な公職社会を実現するうえで他の公務員の模範となる者
- イ 職務遂行能力が優れており、行政発展に大きな貢献をした者
- ウ 第 78 条に基づく提案を採択・実施することにより、国家又は地方自治団体の予算を節減するなど行政運営発展に顕著な実績がある者
- エ 在職中に功績が特に顕著な者が第 66 条の 2 に基づき名誉退職する場合
- オ 在職中に功績が特に顕著な者が公務により死亡した場合

<図表 7-5> 任用試験・実施期間について

等級	主な任用・試験の種類	試験実施機関	根拠法令・補足
1～3級	昇進任用 (試験によらない)	任用権者	能力・経歴等を考慮して任用(地方公務員法 38 条・39 条)
4 級	昇進任用	任用権者	勤務成績評定・経歴評定等による
5 級	①新規任用試験 ②公開競争昇進試験 (5 級のみ制度化)	教育部長官又は行政安全部長官(一部は市・道人事委員会)	公開競争昇進試験を実施(地方公務員法 38 条) 候補者名簿作成(同法 36 条)
6 級	① 新規任用試験 ② 昇進試験(必要に応じ)	市・道人事委員会	昇進試験併用可(同法 38 条 2 項)
7 級	新規任用試験	市・道人事委員会	市・道単位で実施(同法 32 条)
8 級	新規任用試験	当該地方自治団体人事委員会(委託可)	市長・郡守・区庁長が市・道へ委託可(同法 32 条)
9 級	新規任用試験	当該地方自治団体人事委員会(委託可)	同上
研究職・指導職	新規任用試験	教育部長官又は行政安全部長官(一部は市・道人事委員会)	地方研究職・指導職公務員任用規則 21 条
科学技術系列 (5 級以下)	一般昇進試験	市・道人事委員会	書類・筆記・面接等(同法 39 条 2 項・同法 39 条の 2)

※新規任用・昇進ともに候補者名簿のうち定員の 3 倍数以内(例:任用定員が 10 名の場合、成績上位者 30 名より任用)から任命を行う。名簿登載期間は原則 2 年(1 年延長可)。試験委託制度として、基礎自治団体(市・郡・区)は、必要に応じて市・道人事委員会に試験実施の委託が可能。

第5節 勤務条件

1 勤務時間・休暇

公務員の服務に関する事項については、地方公務員法、大統領令及び地方自治団体の条例で定める。(地方公務員法第59条)

1日の勤務時間は9時から18時で、一週間の勤務時間は昼休みを除いて40時間である。(地方公務員服務規程第2条)

2 報酬

公務員の俸給・号俸及び昇給に関する事項、手当に関する事項、報酬の支給方法、報酬の計算その他報酬支給に関する事項は大統領令で定められており、特に給与及び諸手当については、地方公務員法、地方公務員報酬規程、地方公務員手当規程で規定されている。(地方公務員法第45条)

一般職の俸給表については、職位に応じて職級が1級から9級まで、号俸が1号俸から32号俸に分かれている。

また、従来の俸給表適用とは別に、地方公職社会の競争力強化、生産性向上のため能力と業務実績を重視した成果報酬制度も実施されており、任用権者は、公務員の業務遂行を定期的又は随時的に客観的かつ厳格に評価し、業務遂行評価の結果、業務遂行が優秀な者には賞与の支給又は特別昇進を行うことができると定められている。(地方公務員法第76条)

〈図表 7-6〉 一般職公務員と一般職に準じる特定職及び別定公務員等の俸給表

(2025.1月改定/月支給額 単位：ウォン)

階級・職 務等級 号俸	1級	2級	3級	4級・ 6等級	5級・ 5等級	6級・ 4等級	7級・ 3等級	8級・ 2等級	9級・ 1等級
1	4,498,600	4,049,900	3,653,800	3,131,600	2,798,500	2,308,700	2,173,600	2,028,200	2,000,900
2	4,656,300	4,200,100	3,789,000	3,259,400	2,911,500	2,416,100	2,237,100	2,067,600	2,017,000
3	4,818,000	4,352,400	3,928,200	3,389,400	3,029,000	2,526,800	2,307,500	2,112,500	2,039,500
4	4,983,300	4,506,000	4,068,400	3,522,400	3,151,000	2,640,000	2,385,500	2,163,100	2,068,300
5	5,152,700	4,661,900	4,210,900	3,657,200	3,276,200	2,756,600	2,480,300	2,228,500	2,104,000
6	5,324,100	4,817,900	4,354,800	3,793,400	3,403,900	2,876,400	2,591,900	2,331,300	2,146,800
7	5,498,000	4,976,000	4,500,500	3,930,700	3,533,600	2,996,600	2,704,100	2,434,400	2,197,300
8	5,673,300	5,133,900	4,646,400	4,068,700	3,664,900	3,117,100	2,817,200	2,533,700	2,287,400
9	5,851,300	5,292,900	4,793,600	4,207,200	3,796,700	3,238,000	2,924,700	2,628,300	2,373,600
10	6,030,200	5,451,700	4,940,700	4,345,600	3,929,300	3,351,400	3,027,300	2,717,900	2,456,700
11	6,208,700	5,611,300	5,088,100	4,485,100	4,053,400	3,458,900	3,124,100	2,804,500	2,535,700
12	6,393,300	5,776,400	5,240,800	4,616,500	4,172,900	3,564,800	3,219,200	2,889,200	2,614,400
13	6,578,900	5,942,500	5,382,800	4,739,200	4,286,400	3,664,400	3,309,500	2,970,500	2,689,800
14	6,765,000	6,092,900	5,514,600	4,853,900	4,392,200	3,758,500	3,395,700	3,048,400	2,763,100
15	6,927,600	6,231,500	5,636,100	4,961,800	4,492,200	3,848,900	3,478,200	3,123,100	2,833,100
16	7,072,100	6,358,500	5,749,300	5,063,700	4,586,300	3,933,600	3,556,100	3,195,300	2,900,800
17	7,200,100	6,475,400	5,854,500	5,158,200	4,674,800	4,014,400	3,631,000	3,262,600	2,967,000
18	7,314,100	6,582,300	5,952,400	5,246,500	4,758,300	4,090,900	3,702,500	3,327,800	3,028,500
19	7,416,200	6,681,100	6,042,800	5,329,000	4,837,000	4,163,400	3,770,000	3,390,600	3,089,200
20	7,507,800	6,771,100	6,127,600	5,406,100	4,910,800	4,231,500	3,834,200	3,450,300	3,146,900
21	7,592,100	6,853,500	6,206,100	5,478,100	4,980,200	4,297,200	3,895,500	3,507,400	3,201,400
22	7,667,200	6,929,100	6,278,700	5,545,600	5,045,400	4,358,900	3,953,200	3,562,200	3,253,700
23	7,730,800	6,998,200	6,345,700	5,609,100	5,106,900	4,416,700	4,009,300	3,614,300	3,303,600
24		7,054,800	6,408,500	5,668,900	5,164,400	4,472,000	4,062,300	3,664,600	3,351,500
25		7,108,800	6,459,700	5,723,500	5,218,800	4,524,400	4,112,600	3,712,400	3,397,100
26			6,508,900	5,769,900	5,270,000	4,574,000	4,160,900	3,758,700	3,438,400
27			6,554,400	5,812,500	5,312,500	4,621,100	4,201,600	3,797,300	3,474,000
28				5,853,400	5,353,300	4,660,600	4,239,600	3,834,500	3,508,200
29					5,390,800	4,697,500	4,276,400	3,869,700	3,541,200

30					5,427,200	4,734,100	4,311,500	3,903,700	3,573,300
31						4,767,900	4,344,400	3,936,800	3,604,900
32						4,799,800			

第6節 地方公務員の労働基本権

大韓民国憲法第7条第1項では「公務員は国民全体の奉仕者であり、国民に対して責任を負う。」とされ、同法第33条第2項では「公務員である勤労者は法律が定める者に限り団結権・団体交渉権及び団体行動権を持つ。」と規定されている。

したがって、公務員は公共の福祉の増進という基本的な任務遂行のため労働基本権を制限されており、地方公務員法第58条では、事実上労務に従事する公務員（現業機関の作業場で単純労務に従事する者、いわゆる現業公務員）を除き、地方公務員の労働運動とその他公務以外での集団行動を原則禁止している。

なお、2005年1月に公務員の労働組合設立及び運営に関する法律（以下、「公務員労組法」）が制定され、1級から9級全ての一般職公務員等は労働組合活動が可能となった。その結果、一般職公務員等は、労働組合員の報酬・福祉その他の勤務条件に関する事項に対し、国会事務総長、法院行政処長、憲法裁判所事務処長、中央選挙管理委員会事務総長、人事革新処長（行政府を代表する者）、特別市長、広域市長、道知事、市長、郡守、区庁長又は特別市・広域市・道の教育監と各々交渉して団体協約を締結できる事となった。（公務員労組法第8条第1項）

〈図表7-7〉地方公務員の労働基本権

	団結権	団体交渉権	団体行動権(争議権)
韓国	○ ただし、業務の主たる内容が異なる公務員に対して指揮・監督権を行使し、又は他の公務員の業務を総括する業務に従事する公務員や捜査など国家安全保障に関する業務に従事する公務員等は団結が禁止されている。（公務員労組法6条）。	○ 団体協約を締結する権限を有する。ただし、団体協約のうち、法令、条例等で規定される内容等は団体協約としての効力を有しない（公務員労組法8～10条）。	× 争議行為等は禁止されている（公務員労組法11条）。
日本	○ ただし、管理職員等は管理職員等以外の職員と同一の職員団体を組織することができない。また、警察職員及び消防職員は団結が禁止されている（地方公務員法52条）。	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない。ただし、法令、条例等に抵触しない範囲での書面協定は締結できる（地方公務員法55条）。	× 争議行為等は禁止されている（地方公務員法37条）。

第7節 地方公務員の服務、懲戒と身分保障

1 地方公務員の服務

地方公務員法は、地方公務員の服務として公務員就任時の服務宣誓のほか、服従の義務、宗教中立の義務、秘密厳守の義務、政治運動の禁止などを規定している。また、公務員の服務に関して必要な事項については、地方公務員法のほか、大統領令又は当該地方自治団体の条例で定めることとしている。（地方公務員法第47条～第59条）

2 懲戒処分

公務員の服務に違反した場合、特別身分関係の維持のために制裁措置として懲戒処分が行われ、懲戒処分は、罷免・解任・降格・停職・減俸・譴責に区分されている。（地方公務員法第70条）。

懲戒処分は人事委員会の議決を経て任命権者が行う。（地方公務員法第72条）

懲戒処分を受けた者で処分に不服のある者は、処分事由説明書を受け取った日から30日以内に訴請審査委員会に審査を請求（日本における人事委員会や公平委員会への不服審査請求に当たる）することができるが、行政訴訟については、審査委員会の審査・決定を経なければならない。（地方公務員法第67条、地方公務員法第20条の2）。

3 身分保障

（1）原則

公務員は刑の宣告、懲戒処分又は法が定める事由によらなければその意思に反して休職・降任又は免職処分を受けないこととされている。ただし、1級公務員（行政副知事、特別市・広域市の行政副市長等）はこれに該当しない。（地方公務員法第60条）

（2）休職

ア 公務員が次のいずれかに該当する場合、任命権者は本人の意思にかかわらず休職を命じなければならない。（地方公務員法第63条、第64条）

（ア）心身の障がいにより1年の範囲内で療養を必要とする場合（やむを得ない場合は最大1年、公務員災害補償法や労災保険法に基づく疾病・負傷の場合は最大3年、医療的所見を考慮する場合は最大2年延長可。）

（イ）兵役義務を果たすために兵役満了日まで招集された場合

（ウ）天災地変、戦時・事変、その他の理由で生死又は所在が不明な場合

（エ）労働組合専従者として勤務する場合

（オ）その他、法律に基づく義務を遂行するために職務を離れる必要がある場合

イ 公務員が次のいずれかの理由で休職を希望する場合、任命権者は休職を命じることができる。

（ア）国際機構、外国機関、国内外の大学、研究機関、他の国家機関又は大統領令で定める民間企業その他の機関に3年の範囲内で臨時に採用される場合

（イ）海外留学を3年の範囲内で行う場合（やむを得ない場合は2年延長可）

- (ウ) 教育部長官又は行政安全部長官が指定する研究機関や教育機関で2年の範囲内で研修を受ける場合
- (エ) 8歳未満の子の養育又は妊娠・出産の場合（子供一人につき3年以内）、事故・疾病等で長期間の療養を要する親（配偶者の親を含む）・配偶者・子・孫の看護が必要な場合（1年以内かつ在職期間中合わせて3年以内）
- (オ) 外国で勤務・留学・研修する配偶者に3年の範囲内で同行する場合（やむを得ない場合は最大2年延長可）
- (カ) 職務関連の研究課題遂行や自己開発のために1年の範囲内で学習・研究する場合

(3) 降任

任用権者は、職制若しくは定員の変更又は予算の減少等の理由により職位が喪失し、下位の職位に変更され過員が生じた際、本人の同意がある場合には当該公務員を降任することができる。（地方公務員法第65条の4）

(4) 免職

任用権者は公務員が次の各号のいずれかに該当する場合には、予め人事委員会の意見を聴取した上で、職権で免職させることができる。

ア 次のいずれかに該当する場合で職位が喪失した場合や過員が生じた場合

(ア) 地方自治団体を廃置・分合・合併した場合

(イ) 職制及び定員が改正又は廃止された場合

(ウ) 予算が削減された場合

イ 休職期間の満了又は休職事由の消滅後に職務に復帰しない場合や職務に耐えることができなかった場合

ウ 転職試験で3回以上不合格者となり職務遂行能力が不足していると認定されたとき

エ 兵役判定検査・入営又は召集命令を受けて正当な理由なくこれを回避した場合、又は軍務のために休職中の者が、軍務中に職務を離れた場合

オ 刑事事件で起訴され待機命令を受けた者が、当該期間中に能力又は勤務成績の向上が見込まれないと認定された場合

カ 当該職級・職位で職務を遂行するのに必要な資格証の効力が喪失した場合又は免許が取消され担当職務を遂行することができなくなった場合

また、任用権者は上記ア（（ア）～（ウ））に基づいて免職を行う場合には、任用形態、業務実績、職務遂行能力、懲戒処分事実等を考慮し免職基準を定めなければならない。免職基準を定める場合及び免職対象者を決定する際には予め当該人事委員会の議決を経なければならない。（地方公務員法第62条）

(5) 定年

他の法律に特別な規定がある場合を除いて60歳とする。定年に達する日が1～6月の間であれば6月30日に、7～12月の間であれば12月31日に退職する。（地方公務員法第66条）

(6) 名誉退職

公務員として 20 年以上勤続した者が定年前に自ら進んで退職する場合、予算の範囲内で名誉退職手当を支給できる。

なお、地方自治団体の廃置・分合・合併、職制と定員の改廃、又は予算の減少等により職位の喪失又は過員が生じた場合には、勤続 20 年未満の者が定年前に自ら進んで退職する場合であっても、予算の範囲内で名誉退職手当を支給することができるが、再び経歴職公務員として就職した場合などには返還しなければならない。

名誉退職手当の支給対象範囲・支給額・支給手続・返還額・返還手続等に関して必要な事項は大統領令で定める。(地方公務員法第 66 条の 2)

第8節 職員研修

全ての公務員は担当職務と関連のある学識・技術及び応用能力の養成のため法令の定めるところにより訓練を受けなければならないとされている。また、教育部長官又は行政安全全部長官は公務員訓練に関する総合的な企画、調整及び監督を行い、地方自治団体の長、地方議会の長及び各級監督職位にある公務員については、日常業務を通じて継続的に部下職員に訓練をさせる責任を負うものとされている。(地方公務員法第74条)

これに伴い、1995年に地方公務員教育訓練法及び地方公務員教育訓練法施行令が制定され、各地方自治団体において関連条例が整備された。

地方自治団体の長及び地方議会の長は所属地方公務員の体系的な能力開発を図るため、5年単位の教育訓練基本計画を策定し、これに基づく年度別施行計画により教育訓練を推進しなければならない。計画には、教育訓練の目標、中長期人材需要及び所属地方公務員の力量分析、中長期教育訓練需要予測、教育訓練の実施、教育訓練機関の改善・発展、教育訓練に関する中長期投資計画、その他教育訓練のために必要な事項を記載することとされている。(地方公務員教育訓練法第5条)

日本の各地方自治団体の研修に比べ、研修課程及び期間が長く、合宿制を採用するなど集中して研修できる体制になっている。広域自治団体にはそれぞれ公務員教育院が設置されており、主に当該機関で実施されている。

また、5級以上の地方公務員(5級昇進候補者を含む)に対する教育訓練は、「公務員人材開発法」第4条第1項に基づき、行政安全全部長官所属に設置している専門教育訓練機関で実施されている。(地方公務員教育訓練法第8条第3項)

公務員教育研修院以外の研修としては、次の3つがある。

- 1 職場訓練 所属の職場内で行う研修
- 2 国内委託教育訓練 公共教育機関や民間教育機関、国内大学等に委託して行う研修
- 3 国外委託教育訓練 外国の大学、研究所や政府機関、国際機構等に派遣する研修